

リース会計専門委員会の審議状況の報告

1. 専門委員会での検討内容

(1) 第 90 回企業会計基準委員会での了承内容

現行基準の原則法である「売買取引に準じた会計処理」をベースに審議を行うこととし、今後、専門委員会で具体的な検討を開始する。なお、適用時期に関しては、税務との調整を含む環境諸条件を総合的に勘案し、委員会で審議のうえ今後決定する。

上記の了承の前提として、事務局から以下の提案がなされている。

- 中小企業への適用、少額資産の取扱いについては、別途検討する。
- リースが単純な売買と異なる点を踏まえ、費用配分、収益配分のあり方について、別途検討する。
- 上記について、専門委員会において審議を行い、具体的な会計処理をとりまとめ、平成 17 年度中を目途に、企業会計基準委員会で公表する。

(2) 専門委員会の審議状況

- 現在までに、専門委員会再開後を 5 回実施している。
- 借手、貸手とともに、具体的な会計処理に関する事務局提案（たたき台）を行っている。

2. 現在までの議論の要約（売買取引に準じた会計処理（借手）に関する事務局提案たたき台）

項目	事務局提案たたき台	専門委員会における主なコメント
<p>検討範囲 (借手、貸手共通)</p>	<p>典型的なリース取引（通常の保守等以外の役務提供が組み込まれていないリース取引）を想定して、検討を進めてはどうか。</p>	
<p>借手の会計処理の一般的な考え方(費用配分の考え方)</p>	<p>【利息法により逡減的に費用計上する方法】を原則的な方法とし、簡便的な取扱いとして一定の場合に【定額的に費用計上する方法】の適用を認めてはどうか。</p> <p>の一定の場合として、会社全体のリース資産に重要性がないと認められる場合に、【定額的に費用計上する方法】の適用を認めてはどうか。</p> <p>【定額的に費用計上する方法】については、以下のいずれかの方法を選択できることとしてはどうか。</p> <p>利息相当額を定額費用処理する方法 利息相当額を控除しない方法</p> <p>上記の取扱いの他、個々のリース資産が一定の金額以下である場合には、オペレーティング・リース取引として（又は準じて）取り扱うことができるとしてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「中小企業の会計に関する指針」の適用対象とならない非公開企業大会社については、「会社全体のリース資産に重要性がないと認められる場合」と同様の扱いでよいのではないかと。また、それらの子会社については、「個々のリース資産が一定の金額以下である場合」と同様の扱いでよいのではないかと。 ■ 利息法での費用配分を原則とすることは、リースが複合的性格（賃貸借・サービス・金融）を有する中で、金融面に偏ってしまうのではないかと。 ■ 元利分解の事務の手間を考慮すると、「会社全体のリース資産に重要性がないと認められる場合」も「個々のリース資産が一定の金額以下である場合」と同様に、賃貸借取引に準じた処理でよいのではないかと。 ■ PLを定額処理した場合、減価償却費でなく、リース料ないしリース費用で良いのではないかと。

審議事項（３） - 1

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

項目	事務局提案たたき台	専門委員会における主なコメント
		<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 個々のリース資産が一定の金額以下である場合の取扱いの表現は、「オペレーティング・リース取引として(又は準じて)取り扱う」よりも、「賃貸借取引に準じて取り扱う」のほうがよいのではないか。

< 参考 >

借手の会計処理（所有権移転外ファイナンス・リース取引）

【原則的な取扱い】

	貸借対照表	損益計算書
原則	資産及び負債の計上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支払利息の計上（利息法により遞減的に費用計上） ■ 減価償却費の計上

【簡便的な取扱い】

	貸借対照表	損益計算書
会社全体のリース資産に重要性がないと認められる場合	資産及び負債の計上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支払利息の計上（定額的に計上又は利息相当額を認識しない） ■ 減価償却費の計上
個々のリース資産が一定の金額以下である場合	資産及び負債を計上しない。 【オペレーティング・リース取引として(又は準じて)扱う = 賃貸借取引に準じた処理】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支払リース料の計上

【中小規模の会社の取扱い】

「中小企業の会計に関する指針」の検討に委ねる。

項目	事務局提案たたき台	専門委員会における主なコメント
会社全体のリース資産に重要性がないと認められる場合の判断規準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 判断規準の例示 適用規準について、下表の例を示している。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「事業内容に照らして重要か否か」も判断規準規準に加えるべきではないか。 ■ 総資産、総負債を判断規準とすべきではないか。 ■ 連結ベースでの見直しは行うのか。

有形固定資産比率	有利子負債比率	左記いずれをも満たす会社数 ÷ 期末残高相当額が 1 億円以上の会社数 (2,004 社)	期末残高相当額が 1 億円未満の会社 (823 社) が左記いずれをも満たすと仮定した場合の割合 (参考)
5%未満	5%未満	41%	58%
10%未満	10%未満	62%	73%
20%未満	20%未満	78%	85%

有形固定資産比率 = 未経過リース料期末残高相当額 ÷ (有形固定資産合計 + 未経過リース料期末残高相当額)

有利子負債比率 = 未経過リース料期末残高相当額 ÷ (有利子負債 + 未経過リース料期末残高相当額)

審議事項（3） - 1

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

項目	事務局提案たたき台	専門委員会における主なコメント
少額資産の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ■ 以下のリース実務指針における、資産計上を省略することができる規準を踏襲してはどうか。 (a) 少額なリース資産（資産の取得の場合の費用計上の基準と同じ。1単位ごとに20万円など） (b) リース期間が1年未満のリース取引 (c) 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約1件当たりの金額が少額な取引（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の取引） ■ 上記の(a)(b)(c)に該当するリース取引については、オペレーティング・リース取引として（又は準じて）取り扱うことができるとしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 300万円基準については、前回設定後10年以上経過しているため、実態を調べるべきである。
リース資産及びリース負債の計上方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 借手の会計処理の全般的な考え方（費用配分の考え方）で、利息相当額を控除しない方法を採用した場合は、【リース料総額（割引前金額）】を採用することではどうか。 ■ 利息相当額を控除する方法による場合は、現状の実務指針を踏襲して、以下としてはどうか。 <p>【現状の実務指針】</p> <p>貸手の物件購入額等が明らかな場合は、以下のいずれか低い額</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ リース料総額の現在価値（割引率は、貸手の計算利率を知り得る場合は当該利率を、知り得ない場合は借手の追加借入利率を用いる。） ✓ 貸手の物件購入額等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貸手の物件購入価額、計算利率は通常開示されないため、それを前提としたルールは実態を反映しないのではないかと。 ■ 貸手の購入価額又は見積現金購入価額を、リース資産の時価として整理するか。

審議事項（３） - 1

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

項目	事務局提案たたき台	専門委員会における主なコメント
	<p>貸手の物件購入額等が明らかでない場合は、以下のいずれか低い額</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ リース料総額の現在価値（割引率は上記と同様） ✓ 見積現金購入価額 	
リース資産の償却	<p>現行の実務指針の方法を踏襲して、以下としてはどうか。</p> <p>償却方法 = リース資産については、自己の所有している固定資産と異なる償却方法（定額法、級数法等）を設定可能とする。</p> <p>【対案：自己の所有している固定資産と同様の償却方法】</p> <p>償却年数 = リース期間による償却とする。</p> <p>【対案：物件の耐用年数による償却】</p> <p>残存価額 = ゼロ又は借手の残価保証額とする。</p> <p>【対案：自己の所有している固定資産と同様の残存価額とする。】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 残価ゼロの場合が多く、定率法は実務的に難しい。むしろ、リースの性格を考えると定額法を原則にすべきではないか。 ■ 支払リース料から支払利息相当額を控除した額を減価償却費とする方法（逓増）は考えられないか。
開示	<p>以下の項目について、貸借対照表注記としてはどうか。</p> <p>ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> • 有形固定資産の各貸借対照表残高に含まれるリース資産の主要種類の取得原価総額及び減価償却累計額総額（移転、移転外の区分ごと） <p>オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> • 未経過リース料 <p><参考：国際会計基準における開示項目></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資産の種類別の帳簿価額 2. 最低リース料総額とそれらの現在価値の調整、及びそれらの期間別内訳（1年内、1年超5年内、5年超） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貸借対照表の表示方法も検討すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 資産：各勘定に含める方法、リース資産一本で表示する方法 ✓ 負債：表示科目、ワンイヤールールの適用 ■ リース資産については、BSは有形固定資産、無形固定資産1本で表示するほうが、むしろわかりやすいのでは。注記も強制するほどのニーズはないのではないか。

審議事項（３） - 1

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

項目	事務局提案たたき台	専門委員会における主なコメント
	3. 各期に発生した変動リース料 4. 解約不能の転貸リースに基づいて将来受け取る最低リース料総額 5. リース契約条件の一般的な記述（以下を含む）：変動リース料の算定基礎、更新又は購入選択権・エスカレーション条項の有無、配当・借入・追加リースの制限などの条項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 借入金明細表、有形固定資産明細表の記載との関係も整理すべき。 ■ 所有権移転ファイナンス・リースについては、割賦購入と同様と考えるのであれば、注記は不要ではないか。 ■ 会社法の開示との関係を整理すべきではないか。
リース会計基準を改訂する際の適用初年度の取扱い	<p>リース会計基準設定時の取扱い（監査委員会報告第54号リース取引に係る監査上の取扱い）と同様としてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 会計処理を変更する期より以前に開始されたリース取引については、引き続き賃貸借取引に準ずる会計処理を採用することを認めてどうか。その場合には、当該部分について現状要求されている注記（売買取引に準じた会計処理を適用した場合の情報）を継続することとしてはどうか。 ■ 会計処理を変更する期より以前に開始されたリース取引について売買取引に準ずる処理に変更する場合、適用初年度の期首における未経過リース料残高相当額を取得価額とし、期首に取得したものと扱うことができるとしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 左記の方法のほかに、会計処理を変更する期より以前に開始されたリース取引については、利息相当額を考慮せずに未経過リース料総額で計上する方法が考えられる。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ■ 転貸の取扱いについて、検討を行うべきである。 ■ 金融商品会計基準との関係について整理すべきである。

3. 現在までの議論の要約（売買取引に準じた会計処理（貸手）に関する事務局提案たたき台）

項目	事務局提案たたき台	専門委員会における主なコメント
<p>検討範囲 （借手、貸手共通）</p>	<p>典型的なリース取引（通常の保守等以外の役務提供が組み込まれていないリース取引）を想定して、検討を進めてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 典型的なリースとサービス部分が大きいような新しいタイプのリースでは、論点が異なるため、今回の検討は典型的なリースに検討範囲を絞るべきではないか。
<p>貸手の会計処理の一般的な考え方（収益配分の考え方）</p>	<p>(A) リース料総額（(B)(C)(D)考慮後）とリース物件の取得価額の差額は、原則的には、利息法によりリース期間に配分することとし、簡便的な取扱いとして、定額でリース期間に配分することを認めてはどうか。</p> <p>(B) リース料総額（受取リース料）に維持管理費用（固定資産税、保険料等）が含まれる場合、(A)の収益配分計算上、原則的に別途会計処理することとし、リース料に占める割合に重要性が乏しい場合は、(A)の収益配分に含めることができることとしてはどうか。</p> <p>(C) リース料総額（受取リース料）に通常の保守等の役務提供部分が含まれる場合、(B)の維持管理費用等と同様の取扱いを行うこととしてはどうか。</p> <p>(D) リース料総額（受取リース料）に、製造業者及び販売業者の販売益部分が含まれる場合には、(A)の収益配分計算上、別途会計処理することができることとしてはどうか。</p> <p>（(A)(B)については、現行実務指針の踏襲）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 典型的なリース取引については、現行の実務指針で詳細が検討されており、基本的にはこれを前提に議論を行うべきではないか。 ■ 維持管理費、保守部分の受取については、利息法で期間配分を行うことは適切ではない。 ■ 販売益部分については、割賦基準の是非と関係する論点であり、今回の検討に加えるべきではない。 ■ 販売益部分については、書き込むのであれば、任意規定では適切ではないのではないか。 ■ 貸手については、そもそも今回の問題意識（借手における負債計上、例外処理の廃止）とは関係ないため、検討するニーズがないのではないか。 ■ リース契約書上は、維持管理費用等は、区分されているわけではないので、貸手として、どのように会計処理すればよいか。実務的にイメージがわからない。

審議事項（３） - 1

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

項目	事務局提案たたき台	専門委員会における主なコメント
貸手における簡便的な取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ■ 簡便的な取扱いは、会社全体で貸手としてのリース取引に重要性がない場合に、認めてはどうか。 ■ 会社全体で貸手としてのリース取引に重要性がない場合は、当該会社においてリースがセグメントとして扱われていない場合で、かつ、未経過リース料（及び見積残存価額）の総資産（又は営業債権）に占める重要性がない場合としてはどうか。 ■ 簡便的な取扱いは、収益総額を、リース期間にわたり定額に配分する方法としてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 簡便的な取扱いとしては、オペレーティング・リースと同様の処理を行うことを認めても良いのではないか。

<参考>

貸手の会計処理（所有権移転外ファイナンス・リース取引）

【原則的な取扱い】

	貸借対照表	損益計算書
原則	リース債権の計上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 収益総額を利息法により配分

【簡便的な取扱い】

	貸借対照表	損益計算書
会社全体のリース資産に重要性がないと認められる場合	リース債権の計上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 収益総額を定額的に配分

審議事項（３） - 1

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

【中小規模の会社の取扱い】

「中小企業の会計に関する指針」の検討に委ねる。

項目	事務局提案たたき台	専門委員会における主なコメント
基本的な会計処理パターン	<ul style="list-style-type: none"> ■ 以下の案を比較、検討中。 ✓ 引渡時に、リース料総額を売上、物件購入価額を売上原価とし、未実現利益で各期の損益を調整する方法 ✓ リース料回収の都度、受取リース料金額を売上とし、対応する売上原価を計上する方法（当初にリース債権を計上する方法、計上しない方法） ✓ 売上が計上せず、每期、売上総利益相当額を計上する方法 	
リース債権の計上額	<p>リース債権の計上額は、貸手の物件購入価額（付随費用を含む）又は借手に対する現金販売価額としてはどうか。</p> <p>【対案：リース料総額と見積残存価額の合計額の現在価値】</p>	
貸借対照表の計上科目及び見積残存価額がある場合の取扱い	<p>貸手の物件購入価額等によりリース債権を計上し、貸手の見積残存価額（借手の保証なし）がある場合には、見積残存価額相当額を注記することとしてはどうか。</p> <p>【対案：リース債権に変えてリース投資額とし、見積残存価額の注記を行う方法、特に見積残存価額を表示しない方法】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ リース債権に貸手の見積残存価額が含まれるのはおかしい。リース投資資産等の表示でよいのではないか。 ■ 特に、見積残存価額の表示にこだわる必要性は乏しいのではないか。
貸手における開示	<p>リース料総額の各年度の受取予定金額について開示することとしてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ キャッシュ・フロー情報としての開示ということでは、リース会社については、有価証券報告

審議事項（３） - 1

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

項目	事務局提案たたき台	専門委員会における主なコメント
適用初年度の取扱い	<p>会社全体で貸手としてのリース取引に重要性がない場合は、会計処理を変更する期より以前に開始されたリース取引については、引き続き賃貸借取引に準ずる会計処理を採用することを認めてどうか。</p> <p>(関連論点：期首の影響額を特別損益するか、利益剰余金への直接賦課処理が認められるか。)</p>	<p>書の営業取引の状況で既に開示されている。</p> <p>■ 適用時の取扱いについては、税務との関係が重要である。</p>

以上